

令和7年度教育実習申込要項 (変更分)

令和6年5月23日

1. 教育実習希望者は、原則として本校の卒業生であること。
2. 教育実習希望者は、教職に就くことを希望している者で、教職に必要な単位を取得する見込みがあり、学力・人物ともに将来教職に携わるにふさわしい者であること。
3. 本校では、教育実習を高等学校教員免許を取得するためのものと位置づけているので、実習期間は2週間とする。ただし、保健体育科については原則3週間とする。
4. 令和7年度の教育実習の申込の受付は、令和6年7月19日(金) ※業務の都合で変更します。
令和6年7月12日(金)・8月23日(金)
の2日間とするので、いずれか一日を選び、小会議室(1F)に13:00までに集合すること。なお当日は面接にふさわしい服装で来校すること。また、海外留学など特別な理由で上記の日程で申込の受付ができない場合には、令和4年6月末までに教育実習担当者に直接電話で相談をすること。
5. 教育実習の申込の受付については、本人が必ず来校して手続きを行うこと。
 - (1) 「教育実習生受入内諾依頼書(1号様式)」を持参すること。
 - (2) 「教育実習生受入内諾書(2号様式)」を送付するための返信用封筒(8.4円切手貼付)を持参すること。
 - (3) 「教育実習願(本校様式)」を提出すること。
 - (4) 教育実習担当者による面接を受けること。
6. 教育実習の申込の受付後の手続きについては、以下のとおりとする。
 - (1) 令和6年9月下旬までに、本校より「教育実習生受入内諾書(2号様式)」を各大学に送付する。
 - (2) 令和7年4月下旬までに、各大学は「教育実習生受入依頼書(4号様式)」に「教育実習生受入内諾書(2号様式)」の写しを添付したものを本校に提出する。
 - (3) 令和7年5月中旬までに、実習期間・オリエンテーション日時・教科担当者を決定した後、本校より「教育実習生受入承諾書(6号様式)」を各大学に送付する。なお、教育実習生は各大学と連絡を取り合い、実習期間・オリエンテーション日時・教科担当者を確認しておく。
 - (4) 教育実習生オリエンテーションの際に、教育実習生は、各大学より配付された「教育実習調書(7号様式)」「誓約書(8号様式)」及びその他各大学が指定する書類を教育実習担当者に提出する。

教育実習担当：眞鍋 健治